

令和元年海津市議会第4回定例会

◎議事日程(第4号)

令和元年12月13日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発言の取消について
- 日程第3 議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第4 議案第56号 令和元年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第57号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第58号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第59号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第60号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第67号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第69号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第19 議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議について

◎出席議員(15名)

1番	里雄淳意君	2番	二ノ宮一貴君
3番	松岡唯史君	4番	松田芳明君

5番	浅井まゆみ君	6番	伊藤誠君
7番	橋本武夫君	8番	飯田洋君
9番	伊藤久恵君	10番	六鹿正規君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	赤尾俊春君	14番	服部寿君
15番	水谷武博君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	白木法久君
総務部 地方創生担当部長	高木康一君	総務部次長兼 秘書広報課長	伊藤理恵君
市民環境部長	寺村典久君	健康福祉部長	近藤敏弘君
健康福祉部 施設担当部長兼 サンリバーはつらつ 事務局長	神田勝広君	産業経済部長	日比幸紀君
産業経済部次長兼 農林振興課長併 農業委員会 事務局局長	河合敏明君	建設水道部長	石原敏彦君
教育委員会 事務局局長	伊藤一人君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	長谷川誠君
消防長	伊藤定巳君	総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	近藤康成君
総務部 企画財政課長	近藤三喜夫君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 尚 幸	議 会 事 務 局 兼 議 会 総 務 課 長 議 事 調 査 係	米 山 一 雄
議 議 課 長 議 議 課 長 議 議 課 長 議 議 課 長	原 田 憲		

◎開議宣告

○議長（水谷武博君） 皆さんおはようございます。定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（水谷武博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において11番 藤田敏彦君、12番 川瀬厚美君を指名いたします。

◎発言の取消について

○議長（水谷武博君） 次に、日程第2、発言の取消についてを議題といたします。

ここで地方自治法117条の規定により、4番 松田芳明君の退場を求めます。

〔4番 松田芳明君 退場〕

○議長（水谷武博君） お諮りいたします。松田芳明君から、12月5日の会議における発言中、不穏当の理由によりお手元に配付させていただきました資料の部分を取り消したいとの旨の申し出がありました。

この取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、松田芳明君の発言の取り消しの申し出を許可することは可決されました。

松田芳明君の入場を願います。

〔4番 松田芳明君 入場・着席〕

○議長（水谷武博君） 松田芳明君、発言の取り消しについては許可されましたので、御報告をいたします。

4番 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 議場にお集まりの皆さんには本当に無駄なお時間を使わせて本当に申しわけありません。

先週の私の一般質問において、この議会を愚弄するような拙い語句を使いまして本当に申しわけありません。以後気をつけますので、何とぞよろしく願いいたします。

◎議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）から議案第71号 海津

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（水谷武博君） 次に、日程第3、議案第55号から日程第19、議案第71号までの17議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託されておりましたので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員長 伊藤誠君。

〔総務産業建設委員長 伊藤誠君 登壇〕

○総務産業建設委員長（伊藤 誠君） 海津市議会議長 水谷武博様、総務産業建設委員会委員長 伊藤誠。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告いたします。

議案番号、件名、結果の順に御報告いたします。

議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第56号 令和元年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第60号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第61号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第67号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第68号 海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第69号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

なお、その他11案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）のう

ち、本委員会の所管に属する事項の関係で、消防費消防施設費の修繕料の内容についての質疑があり、定期点検においてコントロール基盤を含め7カ所の部品の経年劣化により発電機のエンジンが始動しない等のふぐあい起きて、有事の際に、119番指令システムの無線装置がダウンしてしまうとの指摘があったため、部品等を取りかえる旨の答弁がありました。

議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての関係で、住民票写し交付手数料や租税公課証明書交付手数料等、各種証明書手数料が100円引き上げられる、障がい者や高齢者などの弱者に対し、減額措置をとることはできないのかと質疑があり、各種証明書発行の手数料といった特定の方への行政サービスの対価については、受益者負担が原則である。利用しない市民との公平性を考慮し、負担の公平性を確保する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（水谷武博君） 続きます、文教福祉委員長 川瀬厚美君。

〔文教福祉委員長 川瀬厚美君 登壇〕

○文教福祉委員長（川瀬厚美君） 文教福祉委員会の報告をさせていただきます。

海津市議会議長 水谷武博様、文教福祉委員会委員長 川瀬厚美。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順でございます。

議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第57号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第58号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、可決すべきもの。議案第59号 令和元年度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、可決すべきもの。議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例については、討論、審査、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定をいたしました。

なお、その他5案件は全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会の所管に属する事項の関係で、児童福祉費の保育園費負担金が増となったのは園児数が増したためとのことだが、原因としてはどのようなことが考えられるのかとの質

疑があり、育児休業を取得される方の増加と本年10月から3歳以上児の幼児教育・保育の無償化が関係しているのではないかと思われる旨の説明がありました。

議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例についての関係で、老人福祉施設の小人年齢区分は3歳以上12歳未満であるが、南濃温泉施設は6歳以上12歳未満となっている。同じ市内施設であるのに年齢区分に差があるのはなぜかとの質疑があり、合併前の旧3町で定めた年齢区分での運用をしてきた。今後は、年齢区分の統一も考えていきたい旨の説明がありました。以上でございます。

○議長（水谷武博君） それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

それでは、議案第55号から議案第61号までの7議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。議案第55号から議案第61号までの7議案につきましては、一括採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号から議案第61号までの7議案につきましては一括採決をいたします。

お諮りをいたします。議案第55号から議案第61号までの7議案について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和元年度海津市一般会計補正予算（第6号）、議案第56号 令和元年度海津市クレール平田運営特別会計補正予算（第1号）、議案第57号 令和元年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号 令和元年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第59号 令和元年

度海津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 海津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、以上7件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。
議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について、反対。

私は、次の理由から本議案に反対いたします。

まず、提案理由に、観光振興及び観光施設整備等に係る自主財源の確保を目的とありますが、温泉施設には福祉的な側面もあると考えます。特に、高齢者の方で毎日楽しみにされている方も見えるでしょうし、そういった方たちに対して入湯税を60円も増税して負担増を課すというのはいかかなものかと強く思います。

さらに、県内の自治体にあわせて入湯税の課税免除年齢を15歳未満から12歳未満に引き下げるとのことですが、12歳から14歳までの子どもたちにとっては負担増となるわけでありませぬ。本市は、子育て支援の充実を図るといった基本方針を持っているはずですが、この基本方針と矛盾しているのではないのでしょうか。本市が財政難というのは再三御説明されておりますので、理解しているつもりではありますが、だからといって、特に高齢者、子どもといった経済的に弱者とも言える人たちに負担増を課してまで税収増を図ろうとする本市の姿勢は理解できません。

地方自治法には地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてとありますが、果たして、この提案が住民の福祉の増進につながるものなののでしょうか。本議案につきまして再考いただくことをお願い申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長（水谷武博君） 次に、4番 松田芳明君。

〔4番 松田芳明君 登壇〕

○4番（松田芳明君） 議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について、賛成。

私は、今回上程された議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例について、以下の3点の理由により賛成します。

1、人口減少に伴う市民税・法人税等の税収が減少する海津市において、自主財源の確保のための入湯税の引き上げはやむを得ないと考える。

2、他施設を見ると、入湯税を250円徴収しているところもある。法律では、現在、標準

税率1人当たり150円である。今まで海津市の2つの温泉施設の入湯税が1人当たり40円であったのは低過ぎたのであり、1人当たり100円の入湯税は妥当であるとする。

3、入湯税は全額市税として海津市に入り、まことにありがたい制度である。温泉を利用される方には御負担をかけることになるが、引き上げによって海津市に入るおよそ4,000万円ほどの税収は必ず市民の生活に還元されると考えていただき、値上げに御賛同いただきたい。

入湯税引き上げに際し、今、申し上げたとおり、行政サイドには貴重な税収を有効に活用されることを再度お願いし、賛成討論といたします。

○議長（水谷武博君） そのほか、討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第62号については採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14名、起立11名、賛成多数です。よって、議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、反対。

反対理由は、市民の負担がふえるからであります。

今回の提案により増収額は200万円程度とのことであり、歳出削減に努めて、手数料の値上げを見直していただくようお願いいたします。

○議長（水谷武博君） 続きまして、10番 六鹿正規君。

〔10番 六鹿正規君 登壇〕

○10番（六鹿正規君） 議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

とうとうここまで来たかと感じさせられるこの条例改正案に対して、私は怒りを感じます。

財政の厳しさをどこまで市民に押しつけるのか。値上げにつながる条例改正は、市長、議会の給与・報酬が減額された後に行うべきと考えます。

したがって、私は今回提案された議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、反対をいたします。

○議長（水谷武博君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第63号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14名、起立11名、賛成多数です。よって、議案第63号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第64号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議がございますので、起立によって採決を行います。

議案第64号については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14人、起立11人で賛成多数です。よって、議案第64号 海津市斎苑条例の一部を改正する条例については可決されました。

続きまして、議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について、討論

を行います。

討論の通告がございましたので、発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。
議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例について、反対。

本議案は、議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例における、入湯税増税等に伴う施設利用料の値上げ等であります。施設利用者は市外の方が多く、施設利用者全体における市民の割合は三、四割程度であると聞きますが、だからといって値上げが望ましいとは考えられず、議案第62号の討論で述べた理由により本議案について反対いたします。

○議長（水谷武博君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第65号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14名、起立11名、賛成多数です。よって、議案第65号 海津市南濃温泉施設条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。
議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例について、反対。

本議案は、議案第62号 海津市税条例の一部を改正する条例における、入湯税増税等に伴う海津苑の施設利用料の値上げ等の内容も含まれておりまして、主に先ほどの議案第62号の討論で述べた理由により反対いたします。

なお、本議案では、消費税増税に伴う施設利用料の値上げも含まれていることから、消費

税増税に反対の立場としてあわせて反対をいたします。

○議長（水谷武博君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第66号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席ください。

総数14名、起立11名、賛成多数です。よって、議案第66号 海津市老人福祉施設条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第67号から議案第69号までの3議案について討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第67号から議案第69号までの3議案につきまして一括採決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号から議案第69号までの3議案につきましては一括採決をいたします。

お諮りします。議案第67号から議案第69号までの3議案につきまして、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 海津市下水道条例の一部を改正する条例について、議案第68号 海津市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、議案第69号 海津市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上3議案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、討論を行います。

討論の通告がありましたので、討論の発言を許可いたします。

3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対。

私が反対する理由は、本議案により将来的な下水道料金の値上げにつながる懸念があるからであります。

本議案により、下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、使用料収入による独立採算制を求められることとなります。しかし、下水道事業を現状のまま独立採算で成り立たせるのは非常に困難と推測されます。もちろん接続率向上に努められているとは思いますが、将来的には使用料増収のため、下水道料金の値上げをする可能性が高まるのは間違いないと考えます。下水道事業はあくまで任意適用事業であることから再考を求め、本議案に反対いたします。

○議長（水谷武博君） 賛成者討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第70号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14名、起立11名、賛成多数です。よって、議案第70号 海津市下水道事業の地方公営企業法の全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第71号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長のとおり可決されました。

◎発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議について

○議長（水谷武博君） 続きまして、日程第20、発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議についてを議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

6番 伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 登壇〕

○6番（伊藤 誠君） 発議第4号についての御説明をさせていただきます。

海津市市議会議長 水谷武博様、提出者は、私、伊藤誠、賛成者は、川瀬厚美議員、松岡唯史議員でございます。

海津市非核平和都市宣言に関する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

理由といたしまして、日本国憲法の基本理念に掲げられている恒久平和を念願し、世界から核兵器が廃絶されることを強く望み、非核平和都市宣言されることを求めるものでございます。

非核平和都市宣言に関する決議文を朗読させていただきます。

私たちは、先人が築いてきた歴史と文化や木曾三川の清流と養老山地の緑豊かな自然の中で、平和に日々の生活を送っている。

しかし、今も世界のどこかでは、戦争や紛争が絶えず、核兵器の廃絶は実現されていない。我が国は、世界で唯一の被爆を体験した国として、非核三原則を堅持し、二度と同じ惨禍を繰り返すことのないよう、命のとうとさと平和の大切さを強く訴えていかなければならない。

そのため、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念に基づき、全世界から核兵器がなくなり、安心して人々が暮らせることを願い、ここに非核平和都市であることを宣言されるよう強く要望する。

以上、決議する。

令和元年12月4日、海津市議会。

よろしく願いをいたします。

○議長（水谷武博君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可いたします。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水谷武博君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

9番 伊藤久恵君。

〔9番 伊藤久恵君 登壇〕

○9番（伊藤久恵君） 議長のお許しをいただきましたので、反対討論をさせていただきます。

私は、発議第4号、非核平和都市宣言に関する決議につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

確かに、我が国は唯一の被爆国であり、その経験から人々に対して核兵器が二度と使用されることがないように発信することは極めて大切なことであると信じるものであります。

海津市民の一人として、そして宗教政党 幸福実現党の一員としても命のとうとさを訴え、この世界から戦争や紛争がなくなり、人々が安心して暮らせる世の中をつくることに対しては誰よりも熱心な者の一人でありたいと心より願っております。

しかし、それゆえにこそ、今回の決議案に反対せざるを得ないと考えます。これよりその理由を申し上げます。

まず第1に、世界の核の現状認識についてであります。アメリカの前の大統領オバマ氏は、核なき世界の実現を訴えました。それにより、ノーベル平和賞も受賞されています。しかしながら、ではアメリカは核兵器をなくすことができているのか。それはできていないのであり、それどころか核なき世界を訴えていたオバマ氏自身が大統領在任中に30年で1兆ドル、つまり約110兆円もの予算を投じる核兵器の再生計画を承認したというのが現実なのであります。

オバマ氏的美辞麗句の裏側で進められた現実には、国際世界の難しさを端的にあらわしていると感じます。加えて、他の核兵器保有国は、核兵器をなくす方向に進んでいるのでしょうか。いえ、むしろ核兵器は世界に拡散する傾向を見せております。北朝鮮が核兵器とミサイルを開発し、イランなどの中東諸国もイスラエルという実質的な核保有国からの防衛上の観

点から将来の核兵器開発が懸念されています。

そして、世界第2の経済大国にのし上がった中国は、先日11月に最新大陸間弾道ミサイルの発射試験を行っておりますし、6月には潜水艦発射弾道ミサイルの実験も行っています。核兵器をなくすどころか、戦略核ミサイルの開発を積極的に進めている状況なのです。残念ながら、世界から核兵器がなくなる方向に世界は進んでいないのが現状です。そのような核保有国こそ平和宣言をすべきであり、核兵器をなくす努力をすべきなのです。

そして、第2に、我が国の安全保障環境についてです。先ほど申し上げたように、我が国の近隣諸国は核兵器を保有し、それを積極的に開発し、現実的にさまざまな威嚇を我が国に対して行っております。その中でも、戦後七十数年間、我が国が直接的な戦争の被害に遭わなかった理由は、アメリカの核の傘の抑止力によるものであることは認めざるを得ないことであると考えます。非核三原則が我が国の安全を守っているのではなく、むしろアメリカの核の傘が抑止力として機能していると言わざるを得ないのです。

核兵器は、実際に使われてはなりません。しかし、小型の核兵器が開発されており、報道でも専門家の方が核の使用について敷居を下げるおそれがあるという趣旨のことを言っているのも見ました。今後はますます核兵器の現実的な使用のおそれが高まってくる可能性があるわけです。これは非常に恐ろしいことであり、被爆国の国民として極めて残念なことでもあります。

しかし、現実がそうであるならば、それに対処しなければなりません。核兵器は、使用されることが一番の罪であります。使わせてはいけません。まして、日本が再び被爆国になることなど絶対にあってはなりません。したがって、中国や北朝鮮などの国にこそ、核兵器の廃絶をすべきだと訴えるべきであり、それがなされないのであれば、アメリカの核による抑止力によってでも、もう一步踏み込んで言うのであれば、非核三原則を見直してでも、それによって中国や北朝鮮、その他の国に核兵器の使用を思いとどまらせることができるのであれば、政治家はその道を選ばなければならないと思うのです。その意味で、本決議案の趣旨は今後の政府の安全保障政策と矛盾することになりかねません。

私は、核兵器の使用を断じて許しません。平和を心より願うものであります。したがって、本決議案の趣旨は核保有国にこそ採択を迫るべきであると考えます。

我が海津市から平和の世界の実現を訴えることに全く異論はありません。しかし、現実的な安全保障環境に鑑みて、本決議案を採択することは、間違ったメッセージを我が国周辺の核保有国に送ることになるおそれがあるものと考え、反対の討論をいたしました。以上です。

○議長（水谷武博君） 次に、3番 松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 登壇〕

○3番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、賛成討論をさせていただきます。

発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議について、賛成。

世界恒久平和は人類共通の願いであります。現実には世界中に多くの核兵器が存在し、人類の生存に大きな脅威を与えています。一方で、一昨年7月に、核兵器禁止条約が国連加盟国122カ国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明しました。また、同年12月には、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞するなど、世界的に核兵器廃絶に向けた関心と期待が高まっています。

日本では1980年代以降、非核宣言自治体がふえ続け、ことし3月末現在で、全国の自治体1,788のうち9割以上が、また県内42自治体のうち7割以上の31自治体が宣言をしております。なお、西濃地域で宣言をしているのは、大垣市、垂井町、神戸町、揖斐川町、大野町、池田町であります。

こうした状況におきまして、本市でも核の危険から市民の生命や暮らしを守る、兵器を廃絶して、平和のための取り組みを進めていくという意思を本市内外に示し、世界的な運動の一端を担うことを表明すべきであると考えます。

なお、ことしの11月24日に、広島市の平和記念公園におきましてローマ教皇がスピーチが行い、戦争のための原子力使用は現代において犯罪であり、核兵器の戦争目的の使用と所有は倫理に反すると強調されました。特に、私は、核戦争の脅威による威嚇をちらつかせながらどうして平和を提案できるでしょうかというローマ教皇の言葉に心打たれ、核兵器廃絶への思いがより一層高まりました。

真の恒久平和の希求と、その実現のために力を尽くす海津市であってほしいと願いまして、本議案に賛成いたします。

○議長（水谷武博君） そのほか討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（水谷武博君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから発議第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議について、可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（水谷武博君） 着席願います。

総数14名、起立12名、賛成多数です。よって、発議第4号 海津市非核平和都市宣言に関する決議については、可決することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（水谷武博君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年海津市議会第4回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（午前9時46分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和2年2月21日

議 長 水 谷 武 博

署 名 議 員 藤 田 敏 彦

署 名 議 員 川 瀬 厚 美